

各種サービスについて

【満6ヶ月から小学3年までの保護者の方】

サービスの内容	費 用	申し込み・所管課
◆満6ヶ月から就学前までのお子さんは認可保育園で一時預かりを実施します。 ◆小学1～3年生（障害のあるお子さんの場合は6年生）までのお子さんは学童保育クラブで一時預かりを実施します。 ※ 利用時間など、詳しくはお問い合わせください。	一時預かりの実施に要する費用は無料ですが、施設によって食事代などは自己負担となる場合があります。	サービスの利用にあたっては、事前にお問い合わせ・お申し込みください。 子育て支援課 子育て支援係 電話 3695-1111（代） 内線 2415、2416 直通 5654-8297

【知的障害児等を保育している保護者】

サービスの内容	助成の対象となる費用	助 成 額	手 続	所 管 課
緊急一時保育	利用料金	全額免除（給食費除く。）	利用料金の免除は、事後申請	子ども発達センター（障害者施設課 発達支援第一係） 電話（直通） 5698-1324

【介護認定を受けている要介護者を在宅で介護している方】

サービスの内容	助成の対象となる費用	助 成 額	手 続	所 管 課
通所介護 訪問介護 短期入所 介護予防短期入所	(1) 介護保険の介護サービス費にかかる1割～3割の自己負担額 (2) 介護保険の利用者支給限度額を超えた利用料の自己負担額	全額（食事代を除く。）	事後申請	介護保険課 管理係 電話 3 6 9 5－1 1 1 1 (代) 内線 2 3 5 2、2 3 5 3、 2 3 3 2 直通 5 6 5 4－8 2 4 6

【障害程度区分認定を受けている障害者を在宅で介護している方】

(認定を受けていない方は、認定を受けるまでの期間は、特例介護給付費となります。)

サービスの内容	助成の対象となる費用	助 成 額	手 続	所 管 課
身体介護 家事援助 重度訪問介護 短期入所	(1) 障害福祉サービス費にかかる1割自己負担額 (2) 障害福祉サービス費の利用者負担上限額を超えた自己負担額	全額 ＊ ただし、交通費並びに食事代を除く。	事後申請	【身体障害・知的障害のある方】 障害福祉課 援護係 電話 3695-1111(代) 内線 2382、2386、 2395、2398 直通 5654-8302 【精神障害のある方】 保健所 保健予防課 保健予防係 電話 3602-1274
緊急一時保護	利用料	全額免除（食事代を除く。）	利用料の免除は、事後申請	障害福祉課 援護係 電話 3695-1111 内線 2382、2386、 2395、2398 直通 5654-8302